

芦屋市子ども・若者計画

【骨子案2】

芦 屋 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけと性格
- 3 計画の対象

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

- 1 人口の動向
- 2 就労等の状況
- 3 ひきこもり、ニート、不登校等の状況
- 4 調査からみる子ども・若者の意識実態について

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の体系

第4章 計画内容

- 重点目標1 すべての子ども・若者の「豊かな人間力」を支援する
- 1 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成
 - 2 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供
- 重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
- 1 困難を有する子ども・若者の包括的な支援
 - 2 子ども・若者にとって困難な課題への支援
- 重点目標3 子ども・若者を社会全体で支えるための環境を整備する
- 1 社会参加と居場所の充実
 - 2 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制について
- 2 計画の進行管理

1 計画策定の趣旨

近年、少子化、核家族化、情報化、経済情勢などの影響を受け、子ども・若者を取り巻く環境は大きく様変わりしています。このような社会環境の変化の中で、家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の退化が指摘され、子ども・若者に犯罪や非行、不登校、いじめなども深刻な問題となっています。

さらに、雇用形態の急激な変化による非正規労働者の増大、若年無業者（ニート）数の高止まり等は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。

こうした中、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月に施行されました。

また、平成22年7月に定められた子ども・若者育成支援推進法の大綱である「子ども・若者ビジョン」においては、人間関係の希薄化等による家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、子ども・若者が成長・発達するための基礎づくりをはじめ、困難を有する人々への支援はもちろんのこと、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていかなければならないことや、必要な費用は「未来への投資」と位置付けて施策を推進していくことなどが盛り込まれました。

芦屋市においては、平成25年3月に、このような社会的な動向から、総合計画の子育てに関する部門別計画となる「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に包含して、子ども・若者支援にかかる項目を追加し、策定しました。こうした中、計画の策定以降、子ども・若者を取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。これら社会情勢の変化に対応し、時代に即した子ども・若者支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成26年度の目標達成年度到達にあたり、これまで取り組んできた後期行動計画を子ども・若者の視点で見直しを行い、平成27年度を始期として「芦屋市子ども・若者計画」を改めて策定するものです。

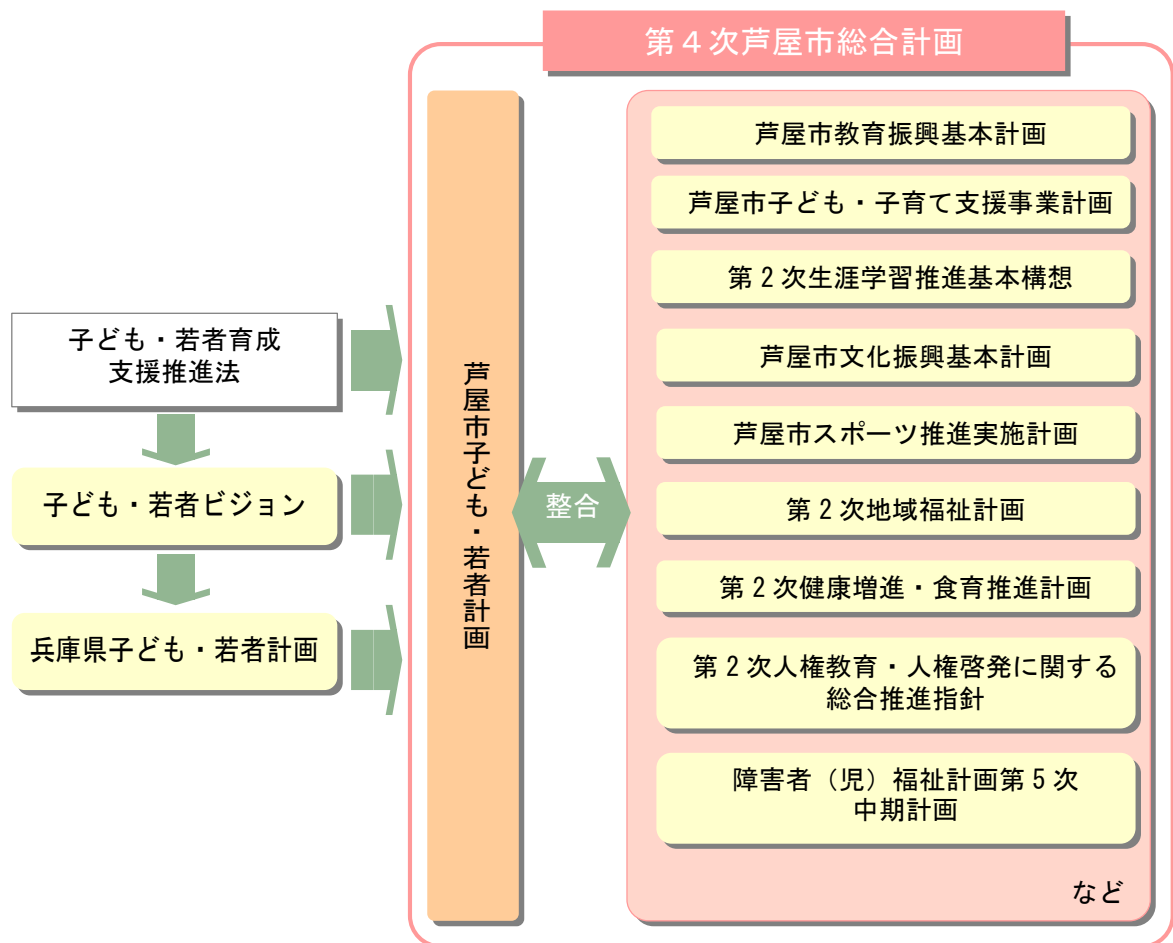
「芦屋市子ども・若者計画」は、思春期から30歳代までのひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校の子ども・若者をできるだけ早期に支援するために、家庭・地域・学校・行政・NPO等がこれまでの既存の枠を越えて連携し、発見、相談から自立にいたるまで一貫して支援する仕組みを構築することを中心に策定するものです。

2 計画の位置づけと性格

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」を踏まえて策定します。また、上位計画である「第4次芦屋市総合計画」や「芦屋市教育振興基本計画」「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画と整合性を図りながら関連施策を総合的に推進します。

また、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって計画を進めるとともに、今後の社会・経済状況や国の動向を勘案しながら適宜見直しを行います。

【 計画の位置づけ 】



3 計画の期間

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」です。

本計画の策定にあたっては、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。特に、これまで芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画として一体型で策定し、平成27年度以降、単独策定している「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」については対象年齢や施策の関連上密接な関係があることから、双方に整合を図りながら推進していきます。

4 計画の対象

これまでの計画の対象者は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、0歳から30歳代の者までとしてきましたが、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」との役割分担を行い、特に思春期（12歳以上）から、青年期・ポスト青年期までの子ども・若者に照準を当てます。

【子ども・若者等の定義】

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者

※学童期は、小学生の者

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

1 人口の動向

2 就労等の状況

3 ひきこもり，ニート，不登校等の状況

4 調査からみる子ども・若者の意識実態について

現在取りまとめ中

1 基本理念

本来、人は年齢に応じた経験を重ね、人間関係を築き、社会に参加し、そして自立していくものですが、ひきこもりやニート、不登校の子ども・若者は、これらの状態が長期化すると年齢相応の社会経験を積む機会を失い、社会から孤立してしまいます。再び社会参加しようと思っても、同世代の大半が既に年齢相応の社会経験を積んで次の課題に向き合っているところに、合流し、一緒に進み始めることは容易ではありません。

これらの子ども・若者が人とのつながりの中で、自分らしさを取り戻し、社会の中で自分の居場所を見つけ、自立に向かうための支援を行います。

(仮) 人とのつながりを大切にし、自分らしさを見つける

～ あすを担うすべての子ども・若者が
しあわせに育つための
やさしいまちづくり ～

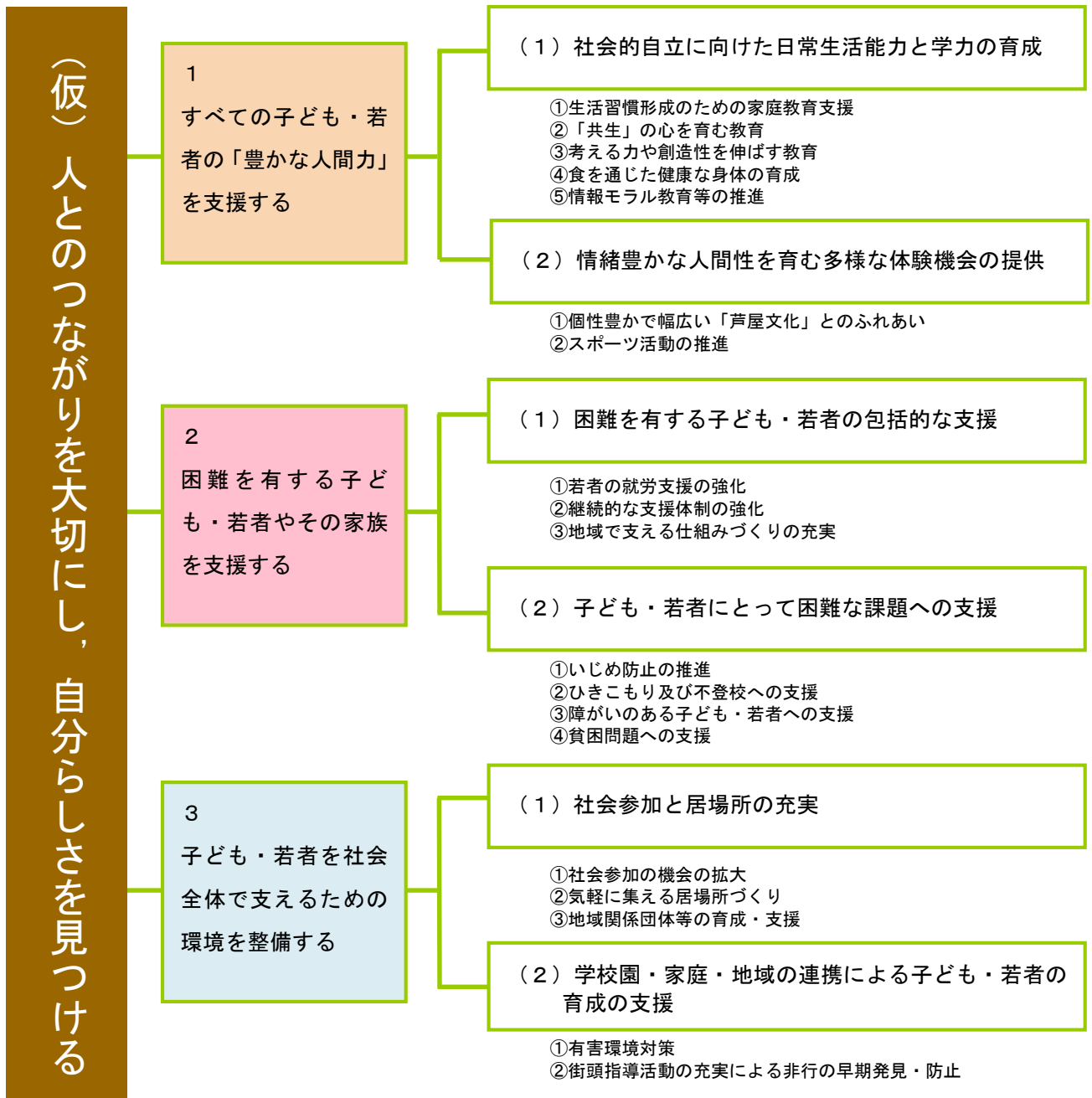
2 計画の体系

3つの重点目標の実現に向けて、施策の方向に基づく、今後の施策の展開を定め推進していきます。なお、「1（1）社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成」と「3（2）学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援」については『芦屋市教育振興基本計画』に包括しており、それぞれの計画により施策を推進していくものとしています。

【基本理念】

【重点目標】

【取組の方向】



重点目標 1 すべての子ども・若者の「豊かな人間力」を支援する

子ども・若者が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の変化の中で健全に成長する力を身に付け、「豊かな人間力」を育み、かつ、社会の一員として、自立心を高めながら、創造性とエネルギーを地域社会で生かすことができるように支援します。

1 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関が連携して支援します。

■ 施策

①生活習慣形成のための家庭教育支援

子どもの心身の健康や意欲は、正しい生活習慣の下での充足感のある生活が基盤となります。生活習慣づくりは、自己管理能力を身に付けていくことの基礎になることも期待されます。自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどの地域団体と連携し、子ども・若者の自立に向けた支援とその保護者への子育て支援を行います。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	父親の子育てに対する積極的参加の促進	市民参画課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
	家族の絆を深める体験ができる場の提供	こども課	家族全員で参加することで家庭の大切さを考え家族の絆を深める事ができるイベント等を実施する。
	プレイパーク事業 (ふれあい冒険ひろば)	こども課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。
	子育て井戸端会議	こども課	子育ての悩みを気軽に話し合う場を提供する。
	子育て講演会の開催	こども課	「子育て講座」を開催する。

No	事業名	担当課	事業内容
	子育てグループの育成	こども課	地域の親子が楽しく交流が図れるよう、自主的な子育てグループの育成を支援する。
	プレおや教室	健康課	妊娠中期以降の妊婦を対象としたマタニティークッキングは2回シリーズの講座で、仲間づくりをめざしたグループワークと調理実習、また、飲酒や喫煙が胎児に及ぼす影響についての内容も含めて行う。パパママ教室と沐浴教室は夫婦で育児を目的に土曜日に開催する。
	環境・食育講座	児童センター	就学前の親子を対象に身近な題材をテーマに楽しく学習する。
	ミニ講演会の開催	児童センター	「子どもの人権」をテーマに、子育て、教育等について講演会を行い、話し合いの場を提供する。
	子育てサポートブック（家庭教育手帳）の配布	生涯学習課	健診と入学時等に家庭教育手帳（文部科学省発行）を配布する。（パパ手帳に替わる物）
	子育て学習会	公民館	幼稚園において「幼児教育講座」を開催する。
	子育てに関する公民館講座	公民館	子育てについての講座を開催する。
	教育問題講座及び講演会	公民館	教育に関する講座・講演会を開催する。

②「共生」の心を育む教育

学校教育では、道徳教育をはじめ「いのち」を大切に作る心、他人を思いやる心など豊かな人間性を育み、人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育に取り組みます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	なかよし交流キャンプ	学校教育課	障がい児と健常児がともに共同生活を通して相互の理解と援助を体験的に学習するとともに、障がい児の自立心を養う。
	小中学校における特別支援教育	学校教育課	教育、福祉、医療等の機関の相互の連携を図り、適正な就学指導を推進する。
	人権教育の啓発	生涯学習課	人権教育啓発としてグッズ等を配布し、啓発する。

③考える力や創造性を伸ばす教育

「豊かな人間力」という理念を行政・学校園・家庭・地域が共有し、目標を持ち、連携することによって、課題解決に向けて自ら考える創造性豊かな子どもを育てます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	環境教育推進事業	学校教育課	小学3年生全員を対象に里山・田や畑・川や海岸において環境体験活動を実施する。
	自然学校事業	学校教育課	小学5年生全員が家庭を離れ、4泊5日の野外活動宿泊を行う。
	国際理解教育推進事業	学校教育課	外国語教育・外国人児童生徒への支援の充実を図るために、小学校英語活動の推進、中学校A L Tの配置、日本語指導ボランティアの配置を行う。
	学校職員等の人材育成と資質の向上	学校教育課	指導者の資質や指導力の向上を図るため、教職員の研修の充実を図る。
	地域の指導者の活用等による指導体制の充実	学校教育課	地域における様々な指導者による教育活動を実施し、地域ぐるみで教育活動を推進する。
	学校間交流	学校教育課	小・中学校間の連携強化を図る。
	子ども読書の街づくり推進事業（ブックワーム芦屋っ子）	学校教育課	読書の好きな子どもにするために「子ども読書街づくり推進委員会」を設置し、学校図書館の整備、親子読書週間、家読運動、読書フォーラム、図書リスト400選・読書ノート作成などに取り組む。
	トライやる・ウィーク	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。

④食を通じた健康な身体の育成

幼少期から子どもたちが運動・スポーツを楽しめる環境を整備し、体力を向上させ、健康的に生きるよう自覚を持つ子どもを育てるとともに、家庭と連携した食育や健康教育を推進します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	学校における食育の実施	学校教育課	学校において食育に関する教育活動を実施する。
	学校の給食の充実	学校教育課	栄養バランスのとれた良好な子どもの食生活を確保するため、学校において給食を継続実施する。
	学校の食に関する指導者の充実	学校教育課	保護者や児童に対する食育教育を充実するため、栄養士会等の関係機関と連携を図る。
	学校における健康診断	学校教育課	学童期、思春期における子どもの健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために、学校において健康診断を継続実施する。
	学校体育振興事業	学校教育課	各種スポーツ大会への積極的参加と交流、スポーツテストの実施と体力向上に向けた取り組みを実施する。

⑤情報モラル教育等の推進

子どもたちが情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や「情報モラル」を適切に身に付けるための指導を充実させます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	児童センター 学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 公民館	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行う。
	情報教育の推進	打出教育文化センター (学校教育課)	学校のコンピュータやネットワークを整備し、児童・生徒・教員の情報機器活用能力の育成を図る。

2 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

子ども・若者が、異世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参画等を通して豊かな人間性と社会性を持った大人へと成長するとともに、創造性やエネルギーを生かすことができるように支援します。

■ 施策

①個性豊かで幅広い「芦屋文化」とのふれあい

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史、風土、文化は、今日まで受け継がれ、都市空間全体にわたって独自の「芦屋文化」ともいえるべき文化風土を形成しています。子ども・若者の豊かな感性、共感する心、他者をいたわる心、想像力などを育む上で、青少年が広く文化に触れることにより、多様な価値観を尊重できる人格の形成が行われるよう、子ども・若者を対象とした文化の体験学習（活動）をこれまで以上に推進していきます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	文化体育振興事業	学校教育課	自由研究、教育活動展・中学校総合文化祭・造形教育展の開催、総合体育大会の運営等を行う。
	青少年の鑑賞機会の提供	生涯学習課 市民センター 公民館 図書館	市の文化施設での子どもたちを対象とした鑑賞事業を実施する。 市立図書館での絵本展示等を実施する。 市立美術博物館での人形劇を実施する。
	青少年の文化活動の体験機会の提供	生涯学習課 市民センター 公民館 図書館	市立図書館での子どもや親子を対象とした読書に親しむための事業を実施する。 市立美術博物館での文化を体験する機会の提供や体験型ワークショップを実施する。
	文化に関する体験学習等の充実	生涯学習課 市民センター 公民館 図書館	学校への芸術家等派遣事業を実施する。 本物の舞台芸術体験事業を実施する。 学校と文化施設、芸術家等や文化団体と連携した教育を推進する。 子どもの文化活動を支援する人材（ボランティア）リストを作成する。

②スポーツ活動の推進【教育振興計画 6-4】

スポーツ活動は、現在の芦屋の子どもたちの体力について、数値的に県平均を下回る結果がでていることから教育推進の柱にすべき最重要事項です。また、運動は、競技、健康、体力づくりのほか、仲間同士のふれあいや交流を通して、明るい地域を形成するためにも大きな役割を果たします。いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進していきます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	施設の有効活用と利用促進	スポーツ推進課 公園緑地課 教育委員会管理課	施設整備と学校施設の有効活用 総合公園の利用促進と必要な整備促進 キャナルパークの有効活用と環境整備 ウォーキングコースの開発と環境整備
	クラブ・プログラム・イベントの活性化	スポーツ推進課	スポーツクラブ21の育成 ライフステージに応じたプログラムの開発と提供 スポーツ実施機会の向上 スポーツ交流による多文化共生の実現 市民スポーツ団体や指導者をつなぐネットワークづくり 公共施設利用のネットワーク化 スポーツNPOの育成
	指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保	スポーツ推進課 学校教育課	クラブマネージャーや指導者の発掘及びスポーツボランティアの育成 関係機関や団体との連携による競技力の向上 総合的なカリキュラムの作成 学校部活動の学部指導者制度の充実、合同部活動の導入

重点目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、暴力行為等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を整備するとともに、豊かな資質と可能性を秘めた子ども・若者の社会的・経済的自立を支援する環境を整えます。

1 困難を有する子ども・若者の包括的な支援

子ども・若者が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業等とも連携・協力し、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介等の支援を行います。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子ども・若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

■ 施策

①若者の就労支援の強化

困難を有する若者やその家族に対して専門的な相談、各種プログラム、職業体験、ネットワークを活用した多様な支援を行う、地域若者サポートステーションとの連携を推進し、働くことに困難を有する若者への就労を支援します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	労働相談窓口の紹介	経済課	労働問題全般に関する相談窓口を紹介し、情報提供や支援を行う。
	「福祉から就労」支援事業	生活援護課	生活保護・住宅手当の支援を受けている人、特に稼働年齢層に力を入れて就労に向けて、ハローワークと連携を図り自立を促進する。

②継続的な支援体制の強化

中高生は、今後の進路や就職について、悩んだり、心配したりしていることから、卒業後への支援を充実していくことが望まれています。小・中・高・特別支援学校などと異校種間連携を図ります。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	進路指導の推進事業	学校教育課	進路担当者会、進路協議会を開催し、進路に係る情報提供・交換を行うなど学校における進路指導を支援する。
	幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等の学校間の接続強化	学校教育課	就学前から高等学校卒業後までの一貫した支援体制の確立を目指して、就学前における障がいの早期発見、早期支援を行う。
	進路追跡調査	未定	中学を卒業した者を対象に中途退学者が抱える課題を調査する。
	若者相談センター「アサガオ」の充実	青少年育成課	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり等の困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するための若者相談窓口を充実する。
	女性の悩み相談	男女共同参画推進課	夫婦間や家族間に生じる問題、心の悩み等、女性の視点から専門相談員が相談に応じる。
	家庭児童相談	こども課	家庭児童相談員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また子どもの虐待に関する相談・指導等適切な対応を行う。
	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性的問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。
	青少年愛護センターの相談	青少年愛護センター	青少年の問題全般について、電話、来所及び訪問による相談活動を実施する。
	スクールカウンセラー、保健室の活用	学校教育課	子どもが身近なところで気軽に相談できるように、スクールカウンセラーの配置、保健室の充実を図る。
	人権擁護事業	人権推進課	特設人権相談所を開設し人権擁護委員が人権に関する相談に広く対応し、問題解決を図る。
	福祉の総合相談窓口	福祉センター	福祉に関する悩み全般を相談員が聞き、解決に向けた道筋を作る。
	市民相談窓口	お困りです課	日常生活に問題を抱えている市民に対し、問題解決の糸口や情報提供等のアドバイスにより問題解決に向けての手助けをする。
	生徒指導連絡協議会	学校教育課	青少年の問題行動の広域化、集団化に対応するため、生徒指導主事による意見交換、情報交換等を行う。
	関係機関と連携し、就労支援のための情報提供	経済課	ハローワーク等と連携を図り、就労に関する情報提供や幅広い就労支援を行う。

No	事業名	担当課	事業内容
	福祉職員等の人材育成と資質の向上	人事課 地域福祉課（トータルサポート係） こども課	どのような課題にも対応できるように職員の資質や対応の向上を図るため研修の充実を図る。
	若者支援の実態把握	青少年育成課	NPO及び市民・団体等が実施している若者支援の実態把握をし、若者施策の推進に反映させる。

③地域で支える仕組みづくりの充実

困難を有する子ども・若者やその家族に対し、自立に向けて支援する体制を整えていきます。まず、はじめの一步を踏み出せるような相談窓口「アサガオ」を通じて、個別支援の方法を探ります。また、仲間同士の支えあいや交流を大切に、地域の多様な協力者が、子ども・若者の声を聞き、支援していけるような体制づくりを推進していきます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	民生委員・児童委員による相談、指導	地域福祉課	各地区において地域住民の生活に関する相談、支援や、ひとり親家庭、障がい者等の福祉行政への協力をを行う。
	仲間同士の支えあいの支援	青少年育成課	困難な状況にある若者やその家族が交流し成長しあえる場のサポートをする。
	保護司会等関係団体との連絡会	地域福祉課	保護司会関係団体との連携を図るために、連絡会議を行う。
	芦屋市地域福祉推進協議会	地域福祉課	児童、高齢者、障がい者に関する地域での課題解決のため、市全体の地域発信型ネットワークの充実を目指す。
	要保護児童対策地域協議会	こども課	児童虐待や非行など保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦などに関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
	協働で課題を解決する取り組みの推進	地域福祉課 (トータルサポート係)	トータルサポートの仕組みを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取組を進める。

2 子ども・若者にとって困難な課題への支援

家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって啓発活動を推進し、不登校やいじめ、動力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進します。

また、スクールカウンセラー等を活用した学校での相談・支援体制を充実させ、家庭、地域及び関係機関が連携し、学校での取組を支援します。

■ 施策

①いじめ防止の推進

いじめは、当事者である子どもに認知の偏りがある場合や保護者の抱える困難が影響している場合もあり、非常に複雑で様々な要素が関わっていることを専門的に把握した上で取組を行う必要があります。

従来は、加害者への適切な対応に欠けていた感もあります。いじめる側が抱える困難を解消するためには、福祉的な対応などが重要です。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	「芦屋市いじめ防止基本方針」の推進	未定	芦屋市いじめ防止基本方針に基づく組織運営、事業の実施等

②ひきこもり及び不登校への支援

ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子どもや若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行います。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	適応教室「のびのび学級」	学校教育課	不登校傾向の子どもたちのために設置されたスペース。子どもたちが自分で考え、学習し、相談を受けたりしながら、体験を通して自分自身や対人関係に自信を持ち、自立する力を培うことで学校へ復帰できるよう援助する。
	保護者や教員のための不登校セミナー	青少年育成課 学校教育課 打出教育文化センター	不登校で悩む保護者や教員等を対象として、セミナーを開催する。

③障がいのある子ども・若者への支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	早期療育訓練の実施	こども課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
	統合保育 特別支援教育	保育課 学校教育課	個別的配慮が必要な就学前の子どもが教育・保育施設を利用できるようにし、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
	特別支援教育センターの相談	学校教育課	特別支援教育の対象となる子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
	障がい児機能訓練事業	障害福祉課	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子どもを対象に機能訓練事業を行う。 また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
	療育支援相談事業	障害福祉課 こども課 保育課 健康課 学校教育課	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。

④ 貧困問題への支援

経済的な理由で進学が困難な状況にならないよう奨学金制度、学費減免制度等、経済的に困窮した家庭環境にある子ども・若者への教育支援・生活支援を行い、子どもの貧困問題への対応を行います。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	芦屋市奨学金事業	管理課	経済的に就学困難な高校生に奨学金を支給する。
	要保護児童生徒就学扶助費	管理課	要保護児童生徒の就学に必要な経費を給付する。
	義務教育児童生徒就学援助費	管理課	就学困難な者に就学援助金を支給する。
	生活保護法施行事務	生活援護課	要保護者の生活の維持向上・自立を目指し、金銭給付を行う。
	母子家庭自立支援給付金事業	こども課	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進する。
	生活困弱者自立支援推進事業	地域福祉課	窓口対応・相談支援ガイドラインの作成

重点目標 3 子ども・若者を社会全体で支えるための環境を整備する

子ども・若者の成長と自立を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、急激に進展する情報化社会への対応や、子ども・若者の福祉を害する犯罪被害等の防止対策を進め、民間事業者を含む社会全体で、子ども・若者が心豊かに成長できる環境とコミュニティづくりに取組ます

1 社会参加と居場所の充実

子どもから大人まで気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等の様々な活動の機会や情報の提供を行い、次代を担う子ども・若者が社会性を学び、大人になるための準備ができるような取組を目指します。

■ 施策

①社会参加の機会の拡大

既成の事業参加型だけでなく、地域の中で安心して、子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	芦屋三大まつりでの交流	市民参画課 経済課 公園緑地課	「芦屋さくらまつり（4月）」・「芦屋サマーカーニバル（8月）」（市民参画課）、「あしや秋まつり（10月）」（経済課）の三大まつりを通じて、世代間交流を図る。
	市民活動フェスタ	市民参画課	市内のNPO団体の子育て支援活動を含む活動の発表及び市民との交流により地域での子育ての意識の向上を図る。
	次代の親の育成のための保育体験	こども課	子育てセンターで、夏休み等に次代の親となる中・高・大学生に保育体験の場を提供する。
	ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	児童センター 学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 公民館	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行う。
	環境教育推進事業	学校教育課	小学3年生全員を対象に里山・田や畑・川や海岸において環境体験活動を実施する。
	自然学校事業	学校教育課	小学5年生全員が家庭を離れ、4泊5日の野外活動宿泊を実施する。
	放課後児童体験事業	生涯学習課 青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を解放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。

No	事業名	担当課	事業内容
	トライやる・ウィーク	学校教育課	地域社会や豊かな自然の中で、保護者や地域のボランティアの協力を得て、公立中学校2年生全員が職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行う。
	青少年センターでの事業	青少年育成課	青少年の交流を目的とした事業を夏休みや四季を通じて実施する。
	中高生をリーダーとするボランティア等の活動	青少年育成課	中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成・支援を行う。
	中高生向けの文化、スポーツ活動	生涯学習課	コミスクと連携して、子どもがスポーツ・文化活動に参加する機会を増やす。
	成人式の企画・運営	青少年育成課	新成人が成人式の企画・運営をし、大人への第一歩を踏み出す機会を作る。
	青少年リーダーの育成	青少年育成課	近隣の大学生・高校生を集めて地域のイベントを行うリーダーを養成し、地域社会に参加する機会を作る。
	出会いサポート事業	地域福祉課 青少年育成課	兵庫県が実施する縁結びプロジェクトの広報やチラシの配布を通じて啓発に努める。

②気軽に集える居場所づくり

子どもの社会性を育むためには、子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加することが大切となり、気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を図ります。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	子育て支援センター	こども課	福祉センターに子育て支援センターを開設し、子育てセンター、家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター等を1か所にまとめ、更に学齢期の居場所事業を行わない、子育て支援の拠点とする。
	適応教室「のびのび学級」	学校教育課	不登校傾向の子どもたちのために設置されたスペース。子どもたちが自分で考え、学習し、相談を受けたりしながら、体験を通して自分自身や対人関係に自信を持ち、自立する力を培うことで学校へ復帰できるよう援助する。
	児童センター	児童センター	幼児の感性と体力を育て、親子の結びつきと保護者間の交流を深めるために、小学生対象教室、映画会、人形劇等イベント、子育て支援事業を行なう。
	地区集会所の有効活用	市民参画課	地区集会所を地域のコミュニティ活動の場として提供する。
	その他公的施設の空きスペースの開放	福祉センター健康課 児童センター 教育委員会管理課 青少年育成課	子どもの居場所づくりを推進するため、公的施設の空きスペースの有効活用を図る。
	世代を越えて集える遊び場	こども課	いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、世代を超えて自由に集える場づくりを推進する。
	自習室の設置	児童センター スポーツ推進課	子どもが自由に来て学習ができるよう、自習室を開放する。

No	事業名	担当課	事業内容
	フリースペースの開放	図書館 スポーツ推進課	学習するだけでなく自由に憩える場を整備し、市民に開放する。
	音楽スタジオ	こども課	いつでも集まれる音楽活動の場を提供する。

③地域関係団体等の育成・支援

学校等の関係機関や青少年育成に係る各種団体が連携して行う各種防犯活動の促進や情報発信等、青少年の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくりのための取組を推進します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	自治会活動への支援	市民参画課	自治組織の活動を支援し、地域住民の連帯意識を深め、コミュニティの活性化を促進する。
	育児サポートルーム	児童センター	市内子育てグループに遊戯室を開放する。
	子ども会連絡協議会への支援	青少年育成課	育成指導者の研修、指導助言と助成を行う。育成者、指導者、ジュニアリーダー研修、安全教育研修、子ども代表者会議の開催を行う。
	中高生をリーダーとするボランティア等の活動	青少年育成課	中高生の自主性を尊重し、かつ、地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養うことができるよう、リーダーの育成・支援を行う。
	中高生向けの文化、スポーツ活動	生涯学習課	コミスクと連携して、子どもがスポーツ・文化活動に参加する機会を増やす。
	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して、支援する。
	地域主体の防犯活動	防災安全課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高める。また、自主防犯の向上をめざし、地域（自主防犯グループ）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。
	地域あいさつ運動の推進	防災安全課 学校教育課 青少年愛護センター	地域での子育て支援、見守り活動として、まちづくり防犯グループ等の地域住民による子育て家庭や子どもへの声掛け、あいさつ運動を促進する。
	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して、支援する。
	あしや市民活動センター	市民参画課	市民団体の協働の拠点として、子育て支援その他市民団体の活動に関する情報交換・団体間の交流・ネットワーク化を支援する。
	子育て支援活動のネットワーク	こども政策課	地域における子ども・子育て対策の実施、推進に向けて、地域の子育て関係機関のネットワーク化を図る。

No	事業名	担当課	事業内容
	青少年育成愛護委員会及び協会の活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、地域における相談、見回り、環境浄化等、様々な活動を行う。
	子ども会連絡協議会への支援	青少年育成課	育成指導者の研修、指導助言と助成を行う。育成者、指導者、ジュニアリーダー研修、安全教育研修、子ども代表者会議の開催を行う。
	関係機関の連携による環境浄化活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、行政、警察、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、地域ぐるみで環境浄化活動を推進する。

2 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援

子ども・若者の成長をまち全体で支えていくため、学校園・家庭・地域がそれぞれの責任と役割のもとに、相互に連携・協働し、子ども・若者の教育に取り組むことが重要です。

そのため、連携・協働の具体的な仕組みを構築し、家庭・地域の人々が主体的に教育活動に参画し、地域ぐるみで子ども・若者の成長と自立を支援していく体制を整備していきます。

■ 施策

①有害環境対策

ネット犯罪やその他の有害環境から子どもたちを守るために、警察や行政、学校、地域、関係機関との連携を強化するとともに、有害環境対策事業や、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	子どもの健康を守る環境づくり	福祉センター 健康課 児童センター 打出教育文化センター 青少年育成課 青少年愛護センター 公民館 図書館 美術博物館	健康増進法に基づき、多数の人が利用する施設において受動喫煙を防止する対策が行うことが義務付けられていることから、子どもの健康を守るために、全市的な取組として推進する。
	ネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	児童センター 学校教育課 打出教育文化センター 青少年愛護センター 公民館	携帯電話やパソコン等、情報機器の適正な利用や、発信される情報の適正な判断能力を養うための情報教育を行う。
	環境浄化活動	青少年愛護センター	有害図書（白ポスト）の回収。書店・レンタルビデオ店・量販店等を随時訪問し、指導を行う。
	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	青少年愛護センター	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪の危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。
	関係機関の連携による環境浄化活動	青少年愛護センター	青少年の健全育成のために、行政、警察、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、地域ぐるみで環境浄化活動を推進する。

②街頭指導活動の充実による非行の早期発見・防止

非行は、家庭、学校、地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生しています。このため、家庭、学校、地域のより一層の緊密な連携の下に、街頭巡視活動等を実施し、子ども・若者が非行や犯罪に陥ることのないよう支援を行っていきます。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
	愛護委員街頭巡視活動	青少年愛護センター	委託事業として、芦屋市青少年育成愛護委員会に街頭巡視活動を実施している。

1 推進体制について

イメージ図及び芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱（次回掲載）

2 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うために、重点事業について「芦屋市青少年問題協議会」を中心に、その成果の評価・検証を行い、より効率的で効果的な施策を総合的に推進していくこととします。

なお、「芦屋市教育振興基本計画」、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」に包括されているものもあるため、基本的には、それらの評価については、それぞれの個別計画により行うものとします。

また、計画の最終年度においては、市民意識調査を実施し、子ども・若者の意識（自分に對する自信、自立していると思うか、経済的な自立への思い、相談相手の有無、外出の程度、地域活動に参加希望、若者向けの場所の希望 など）について定点観測を行うものとします。